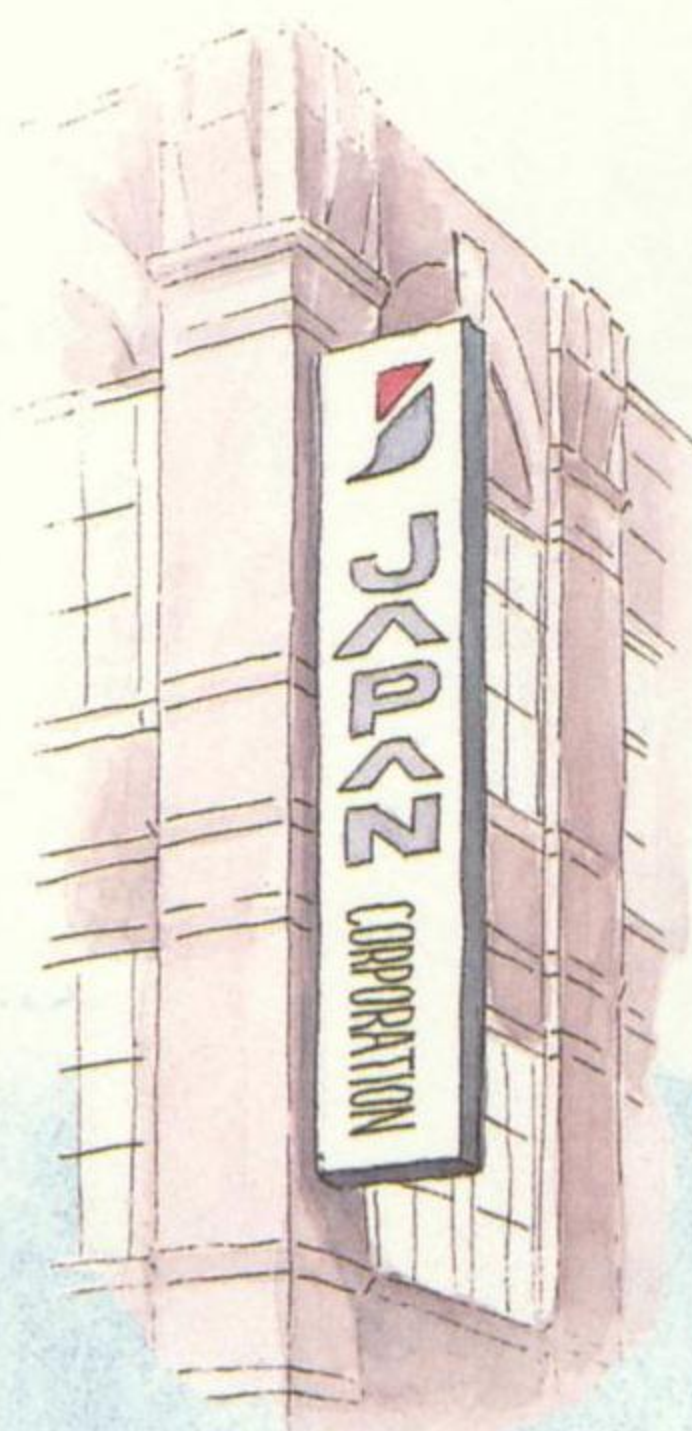


登録することは、不自由になることではありません。

登録することで、規制に縛られることはありません。改造する場合も禁止事項はなく、外観が大きく変わってしまう場合などに届出の必要があるだけです。目的に合わせた活用や改変が可能です。所有者は修理や管理について国(文化庁)に技術的なアドバイスを求めることができます。

たとえば事務所なら



窓を変えたい!

届出は必要ありませんが、できるだけ元のイメージを残すことをおすすめします。

看板を取り替えたい!

届出は必要ありません。

日本株式会社

改築したい!

たとえばこの場合は「通常望見できる範囲」の4分の1以下ですので届出は不要です。4分の1を超える場合は届出が必要となります。

1階を喫茶店として活用したい!

外観を変えない場合は届出はいりません。外装材を変えて活用したり、入り口を設置したりしても「通常望見できる範囲」の4分の1以下であれば届出は必要ありません。

【外観は変えず、内部のみを喫茶店にした場合】

